

【東洋法史】

受験番号		氏名	
<p>第一に、《史料A》《史料B》をすべて、書き下すか、現代日本語に訳してください。</p> <p>第二に、これらの史料に示された、獄囚の取調べに関する手続、ならびに刑罰の宣告に関する手続について、簡潔に説明してください。</p> <p>第三に、これらの手続の思想的背景に関して、解答者独自の視点から論理的な批評を加えてください。</p> <p>《史料A》（唐断獄律8条）諸忝訊囚者。必先以情審察辞理。反覆参驗。猶未能決。事須訊問者。立案同判。然後拷訊。違者。杖六十。若贓状露驗。理不可疑。雖不承引。即拋状断之。</p> <p>《史料B》（唐断獄律22条）諸獄結竟。徒以上。各呼囚及其家属。具告罪名。仍取囚服辯。若不服者。聽其自理。更為審詳。違者。笞五十。死罪。杖一百。</p>			